

感染症対応訓練・研修に関する調査及び企画運営業務

仕様書

1 事業目的及び概要

本市では、令和6年3月に策定した「札幌市感染症予防計画」に基づき、感染症対応力向上を図るため、感染症医療担当従事者、保健所の職員、その他感染症の予防に関する人材に対して、訓練・研修を実施している。また、札幌市感染症予防計画では、これら訓練・研修について年3回以上の数値目標を掲げているところ。

令和6年度から、本市独自の知識・情報を基に訓練・研修のテーマを決定し、別記のとおり実施（実施を予定）しているが、今後、さらなる感染症対応力向上のためには、本市が抱えている課題や、新型コロナウイルス感染症の対応経験等も踏まえ、ニーズをとらえた訓練・研修を行うことが求められる。

以上より、本事業では、訓練・研修に関する国や都道府県、政令指定都市、保健所設置市等の動向や実施内容等について基礎調査をおこない、今後、本市にとって必要な感染症対応人材を育成するために必要な訓練・研修プログラムを構築することを目的とする。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

3 業務内容

受託者は、以下（1）～（3）の業務を行うものとする。

（1）基礎調査

訓練・研修プログラムを立案するための基礎資料として、国や都道府県、政令指定都市、保健所設置市等の動向や実施内容等について調査を実施する。

- ・基礎調査実施前に、調査内容、調査手法、調査対象を明確にして、本市職員との検討の場を設けること。
- ・調査対象は複数設けることとし、他自治体の感染症部門、公的な感染症研究機関（国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所等）を必ず含めること。

（2）訓練・研修プログラムの企画

3（1）の基礎調査に基づき、今後の訓練・研修プログラムについて企画する。

- ・基礎調査を踏まえて、どのような視点やプロセスで訓練・研修プログラムを企画するかを明確にすること。
- ・プログラムを企画するにあたり、感染症分野等の専門家と本市職員との検討の場を3回以上設けることとし、専門家の候補について、提案すること。
- ・企画するプログラムは3年度を一つの枠組みとして実施するものとして想定し、初年度、2年度目、3年度目として訓練・研修を企画すること。

・行政職員、医療機関それぞれを対象とした訓練・研修を各年度1つ以上含めること。

(3) 訓練・研修の実施

3(2)で企画した訓練・研修のうち、1つについて主催すること。

・令和8年度以降の企画検討のため、参加者を対象にアンケート調査を実施すること。

4 事業実施に係る経費について

「3 業務内容」に記載の事業を行う際に必要な経費は、全て受託者が負担すること。

例) 会場費、講師謝金、専門家謝金、旅費、印刷等経費

5 実施報告（成果品）の提出について

(1) 報告書

本業務の実施報告書（A4判カラー）を、紙媒体で1部、及び電子データにより提出すること。なお、紙媒体については、表紙を付け製本した上で納品すること。

提出期日：令和8年（2026年）3月19日（木）

(2) 納入場所

札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課

（札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階）

6 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (2) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (4) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (6) 本業務の履行にあたって、札幌市が定める環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 本業務の遂行にあたって、万一苦情等が生じた場合、速やかに札幌市へ報告すると

ともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。

- (8) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則り個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

【問い合わせ先】

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST 19 3 階

札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課 担当：佐藤、飯田

電話：011-622-5199 メールアドレス：kansenkakari@city.sapporo.jp

(別記)

令和 6 年度に札幌市が実施した訓練・研修

名称	対象者	内容
感染症危機管理対応訓練	市長、副市長、 各局（区）長	感染症危機が発生した場合に開催する「札幌市感染症対策本部会議」を模擬的に実施した。
新型インフルエンザ 患者移送訓練	感染症業務担当課職員 移送協定締結事業者	P P E（ガウン型）着脱訓練、移送車両の養生、患者搬入、車両消毒等について実地訓練を行った。
保健所感染症対応力 向上訓練	保健所職員	座学として、感染症基礎知識、健康危機対処計画に関する講義、実技として P P E（ガウン型）着脱訓練を実施した。

令和 7 年度に札幌市が実施した（実施を予定している）訓練・研修

名称	対象者	内容
保健所感染症対応力 向上訓練	令和 7 年度より 保健所に着任した職員	座学として、感染症基礎知識、健康危機対処計画に関する講義、実技として P P E（ガウン型）着脱訓練を実施。令和 7 年度は新たに保健所に着任した職員を主な対象者とした。
エボラ出血熱患者 移送訓練	感染症業務担当課職員 消防局職員	P P E（つなぎ型）着脱訓練に加え、移送車両の養生、患者搬入、車両消毒等について実技を行う予定。
職域応援職員研修	医師職、衛生職、 保健師職の職員	感染症危機が発生した場合に、優先的に応援対応することになる職域（医師職、衛生職、保健師職）の職員に対し、講義、P P E（ガウン型）着脱訓練等を行う予定。
感染症危機管理対応訓練	市長、副市長 各局（区）長	感染症危機が発生した場合に開催する「札幌市感染症対策本部会議」を模擬的に実施する予定。令和 6 年度と同様の内容となるが、感染症危機のシナリオを変更して行うことを想定。